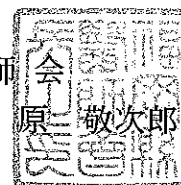


福岡医発第 314 号 (総)
平成 15 年 5 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



臓器移植における「ウエストナイル熱・脳炎」への対応について

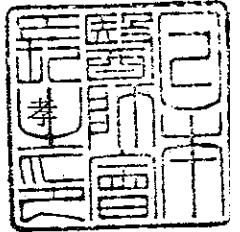
標記の件について、日本医師会より別紙写しのとおり通知がありましたので、お送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件について御了知願うとともに、貴会会員並びに関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。

日医発第 107 号 (庶 18)
平成 15 年 5 月 2 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会 長 坪 井 栄



臓器移植における「ウエストナイル熱・脳炎」への対応について

標記の件について、別添写しのとおり、平成 15 年 4 月 4 日付（健臓発第 0404002 号）に、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より通知がありました。

御了知願うとともに、貴会会員並びに関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。





健臓発第0404002号
平成15年4月4日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長



臓器移植における「ウエストナイル熱・脳炎」への対応について

標記については、「臓器移植における問診強化について」（平成14年10月30日健臓発第1030002号）により実施されているところであるが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたことにかんがみ、また厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、眼球以外の臓器については、別紙1のと通りの扱いとし、社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知を発出するとともに、眼球については、別紙2のとおり、改めて問診の強化に係る通知を各眼球あっせん機関の長あて発出したところであるので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対して周知方ご配慮願いたい。

なお、同趣旨の通知を各都道府県、政令市及び特別区衛生主幹部（局）長並びに日本移植学会理事長、日本内科学会理事長及び文部科学省高等教育局医学教育課長にも送付していることを併せて申し添える。

写

健臓発第0404002号

平成15年4月4日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



眼球以外の臓器移植における「ウエストナイル熱・脳炎」への対応について

現在、臓器移植におけるウエストナイルウイルスへの対応については「臓器移植における問診強化について」（平成14年10月30日健臓発第1030002号）により実施されているところであるが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたことにかんがみ、また厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ当面の間の予防的措置として、眼球以外の臓器移植における「ウエストナイル熱・脳炎」への対応を下記1のとおりとすることとした。

当該対応については、各移植検査センター等における検査体制の整備に要する期間を考慮し、平成15年6月1日を目途に眼球以外の臓器提供者（ドナー）適応基準を改正することにより実施するものとする。また、臓器移植提供者（ドナー）適応基準改正までの間の対応は、下記2のとおりとしたので遵守されたい。

なお、上記平成14年10月30日付け厚生労働省健康局臓器移植対策室長通知は廃止する。

記

1. 臓器提供者（ドナー）適応基準改正後の対応

- (1) 眼球以外の臓器のあつせん機関は、臓器提供候補者についての提供前3週間以内に米国等のウエストナイルウイルス流行地域への渡航歴があるかを確認し、渡航歴がある場合にはPCR検査等を行い、ウエストナイルウイルス陽性でないことを確認する。ウエストナイルウイルス陽性でないことが確認されない場合には、当該提供候補者の臓器を移植に用いない。
- (2) 陽性とならなかった場合においても、臓器のあつせん機関は、移植医が患者に対して移植に伴う感染のリスクを十分説明するよう促すこと。

2. 臓器提供者（ドナー）適応基準改正までの間の対応

- (1) 眼球以外の臓器のあっせん機関は、臓器提供候補者について、提供前3週間以内に米国等のウエストナイルウイルス流行地域への渡航歴があるかを確認し、渡航歴があるかを確認し、渡航歴がある者については、渡航後発熱等の症状が生じたかどうかについて問診を強化すること。
- (2) 提供前、3週間以内に米国等のウエストナイルウイルス流行地域への渡航歴がある者については、問診の結果を含めて、移植実施施設において慎重に移植の可否を判断すること。
- (3) 移植実施施設は、移植を実施するとの判断をした場合には、移植を受ける者に対し感染の可能性が全くないものではないことについてインフォームド・コンセントを行うこと。

写

健臓発第0331002号

平成15年3月31日

各眼球あっせん機関の長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



角膜移植及び強膜移植における問診強化について

標記取扱いについては、「臓器移植における問診強化について」(平成14年10月30日健臓発第1030002号)により実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限の扱いが変更されたことにかんがみ、また厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、当面の間、角膜移植及び強膜移植におけるウエストナイルウイルスの取扱いについては下記のとおりといたしますので、遵守されるようお願いいたします。

また、下記の取扱いにつきましては、献血における取扱いの変更等の状況の変化を踏まえ、適宜対応していく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を、日本角膜学会理事長及び日本角膜移植学会理事長にも送付しておりますので、併せて申し添えます。

記

- (1) 眼球提供候補者について、最近3週間の海外渡航歴を確認し、米国等のウエストナイルウイルス流行地域への渡航歴のある者については、渡航後発熱等の症状が生じたかどうかについて問診を強化すること。
- (2) 3週間以内に米国等のウエストナイルウイルス流行地域への渡航歴がある者については、問診の結果を含めて、移植実施施設において慎重に移植の可否を判断すること。
- (3) ウエストナイルウイルス流行地域のアイバンク等から眼球の提供を受ける場合においても、当該海外バンクに対して眼球摘出前3週間の発熱等の症状の有無について問診強化するよう依頼し、その結果を踏まえて移植実施施設において慎重に移植の可否を判断すること。
- (4) 移植実施施設は、上記(2)又は(3)において移植を実施するとの判断をした場合には、移植を受ける者に対し、角膜移植又は強膜移植を介したウエストナイルウイルス感染の危険性は極めて低い、感染の可能性が全くないものではないことについてインフォームド・コンセントを行うこと。